

## 教育現場での教職員による著作権無許諾使用に対する声明

平成29年4月13日

公益社団法人 日本文藝家協会

理事長 出久根達郎

教職員による著作物の無許諾使用の事例は、以前からありましたが、このところ目に余るほどになりました。

学校長による「学校だより」での盗用、教育長による教育委員会発行冊子、あるいはイベントでの無許諾使用です。これは著作権法第三十五条一項\*を誤解し、「学校内では著作物は無許諾で使用できる」と思い込んでいるからではないでしょうか。

著作権は財産権ですから現金や預貯金、不動産と同様であります。著作権者に許諾を得ないでの使用は、刑法上は窃盗に当たります。教育に携わる者が、著作権に無思慮であることは、ゆゆしい問題です。早急に認識を改めてくださることを願います。

当協会は、先刻文化庁にも提案しておりますが、学生には教員養成課程において、すでに教職にある者には、免許更新時の講習に著作権教育を必須とし、教育現場での著作権意識の啓蒙を強く求めます。

\*（学校その他の教育機関における複製等）

**第三十五条** 学校その他の教育機関（営利を目的として設置されているものを除く。）において教育を担当する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における使用に供することを目的とする場合には、必要と認められる限度において、公表された著作物を複製することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。